

青森県後期高齢者医療広域連合職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十七号)

改正 平成十九年三月二十八日規則第二七号

平成二十四年三月三〇日規則第四号

平成二十六年四月一四日規則第五号

平成二十六年六月一七日規則第九号

平成二十七年六月 五日規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。）第十七条第二項及び第三項並びに第三十一条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第二条 条例第十七条第二項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 別表第一に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める額

二 再任用職員 別表第二に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める額

2 条例第十七条第二項第一号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第三条 条例第十七条第二項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 再任用職員以外の職員 別表第三に掲げる職の区分に応じ、同表に定める額
- 二 再任用職員 別表第四に掲げる職の区分に応じ、同表に定める額

2 条例第十七条第一項第一号の勤務をした後、引き続き同項第二号の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(勤務実績簿等)

第四条 広域連合長(その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、所要事項を記録し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第五条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年規則第二七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第四号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則 (平成二六年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則 (平成二七年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

別表第一（第二条関係）

職	支給額
業務課長	八千五百円
副参事	三千円

別表第二（第二条関係）

職	支給額
事務局長	八千五百円
総務課長	六千円

別表第三（第三条関係）

職	支給額
業務課長	四千三百円
副参事	千五百円

別表第四（第二条関係）

職	支給額
事務局長	四千三百円
総務課長	三千円